

「宮古島市未来創造センター(仮称)新築工事」設計業務に係る
設計者選定及び特定のためのプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式により「宮古島市未来創造センター(仮称)新築工事」の設計業務に係る設計者を選定及び特定する手続きについて、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 公募型プロポーザル方式による設計者の選定を厳正かつ公平に行うため、審査委員会(以下、「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務に最も適した設計者を選定及び特定するものとする。

- (1) 提出要請書の内容
- (2) 技術提案書提出者の選定基準の決定
- (3) 技術提案書提出者の選定
- (4) 設計者の特定基準の決定
- (5) 技術提案に係る提出者へのヒアリング
- (6) 技術提案の評価及び設計者の特定
- (7) その他必要と認めるもの

2 審査委員会の設置に関する規定は、別途定める委員会設置規程によるものとする。

(公募型プロポーザル参加者の条件)

第3条 公募型プロポーザルの参加者は、2社からなる共同企業体とする。

2 共同企業体の代表者及び構成員は、「平成25年度宮古島市建設業者各付名簿」に建築関係建設コンサルタント業務として登録されている業者とする。

(参加表明者の公募)

第4条 市長は、当該業務に係るプロポーザルの提出要請書に次の各号に掲げる項目について明示し、公示又はその他の方法により参加表明者を公募するものとする。

- (1) 当該プロジェクトの概算・基本計画
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成書式並びに記載上の留意事項
- (4) 技術提案書提出者を選定するための基準
- (5) 設計者を特定するための基準
- (6) 委員会及び審査に関する事項
- (7) 技術提案書の著作権等に関する事項
- (8) 設計業務の委託に関する事項
- (9) その他必要と認める事項

(参加表明書の提出)

第5条 プロポーザルの参加希望者は、次の各号に掲げる項目について記載した参加表明書を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 管理技術職員等の資格
- (2) 担当者の主要業務及び同種・類似業務の実績
- (3) 管理技術者等の業務実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(技術提案書提出者の選定)

第6条 市長は、前条の参加表明書が提出されたときは、技術提案書の提出者の選定に関し、委員会に諮るものとする。

- 2 技術提案書の提出者は、10者以内を選定する。
- 3 選定結果については、参加表明書の提出者全員に通知する。

(技術提案書の提出)

第7条 技術提案書は、次の各号に掲げる項目について記載した技術提案書を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 課題の抽出及び課題に対する具体的な提案
- (3) その他当該業務に対する担当チームの体制等、必要な事項

(審査及び設計者の特定)

第8条 設計者を特定するための審査事項は、次に掲げるものとし、審査方法等は、当該業務の内容に応じて委員会で決める。

- (1) 当該業務の理解度
 - (2) 当該業務の実施方針の具体性等
 - (3) 技術提案に対する評価
 - (4) その他当該業務に対する担当チームの能力及び対応力等
- 2 審査については、設計者を特定するための基準及びヒアリングの結果を基に当該業務について最も適した設計者を特定する。
 - 3 審査結果については、技術提案書の提出者全員に通知する。
 - 4 提出された技術提案書は次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 技術提案書の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合は、その旨を委員会に報告する。
 - (2) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合（図面、パース、模型、模型写真等の具体的な表現をした場合）は、その旨を委員会に報告する。
 - 5 提出された技術提案書が次の各号の一に掲げる条件に該当する場合は、

その旨を委員会に報告する。

- (1) 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) その他、要項に違反した場合

(公表)

第9条 審査結果は、公表するものとする。

(設計業務の委託)

第10条 委員会で特定された技術提案書提出者に対し、「仮称 宮古島市未来創造センター新築工事」の設計業務（基本設計及び実施設計）を委託する。

- 2 業務委託の条件等は、別途定めるものとする。
- 3 業務委託の対象は原則として委員会で特定された技術提案書提出者とするが、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、市が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときはこの限りでない。
- 4 業務委託の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

附 則

この要領は、平成25年8月19日から施行する。